

## LOGOフォームによる道路損傷通報に関する取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、道路に関する損傷の通報手段の拡充により、通報しやすいしくみを整備することで、安全安心な道路環境づくりにつなげることを目的に、LOGOフォームにより道路の損傷に関する通報を受け付けることに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、「LOGOフォーム」とは、株式会社トラストバンクが提供する行政手続きをデジタル化することを目的とした総合プラットフォームをいう。

### (通報方法の周知)

第3条 LOGOフォームによる道路の損傷に関する通報は、市ホームページ、QRコード又は市LINEからアクセスして行うこととし、これらを市ホームページなどに掲載することで、より多くの市民から情報を収集できるよう広く展開していくものとする。

### (情報の取扱)

第4条 建設部道路維持課の職員が、LOGOフォームにより取得した次の各号に掲げる情報を確認したことをもって、当該通報を受け付けしたものとする。

(1) 道路の損傷に関する画像

(2) 位置情報その他の住所など現場を特定できる情報

2 通報を受け付けた後、必要に応じて、現地確認や補修などの対応を行うものとする。

3 道路の損傷情報でないもの及び君津市が管理していない施設の情報については、必要に応じ当該管理者へ通報内容（通報者情報含む。）の報告を行うものとする。

### (補則)

第5条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要領は、令和5年9月1日から施行する。